

生命保険相互会社の基金 格付けについて

(2004.8.12公表)

JCRは、04年7月9日に第一生命に対する基金債権を裏付けとする債券の予備格付けを公表した(本格付けは8月10日に公表)。本稿では、同予備格付けの前提となっている基金格付けの考え方について、やや詳しく述べることとしたい。

(1) 基金とは

基金は相互会社に固有の制度である。保険 業法第6条において、保険会社は資本の額また は基金(基金償却積立金を含む)の総額が政 令で定める額(10億円)以上の株式会社また は相互会社でなければならないとされている。 相互会社の基金は、創立費用や事業資金とし ての性格を有し、貸借対照表上の資本の部に 計上されるなど、株式会社の資本金に相当す るものである。しかしその一方で、基金は相 互会社と基金拠出者との間の消費貸借類似の 契約に基づくもので、基金拠出契約に約定さ れた期日に利息の支払いおよび元本の償還を 要する点において負債としての側面も有して いる。

ちなみに、現在わが国で営業している相互会社は、日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、朝日生命、富国生命の6社、すべて生命保険会社である。損害保険相互会社も存在しつるが、現実には03年4月の共栄火災の株式会社化をもって事実上存在しなくなった。

						(単位	:億円)
[資本の部]				[]	剰余金処分案]		
基金	2,300	• •	•	빝	当期未処分剰余金	984	
基金償却積立金	700	• •	•	<u>任</u>	£意積立金取崩額	30	
再評価積立金	2			乗	自余金処分額	1,014	
剰余金	3,279				社員配当準備金	701	
損失てん補準備金	37	• •	•		差引純剰余	313	
任意積立金	2,258				損失てん補準備金	3	• • •
基金償却準備金	1,715				基金償却積立金	-	
その他	2,258				基金利息	41	• • •
当期未処分剰余金	983				任意積立金	269	
土地再評価差額金	58	• •	•		基金償却準備金	215	
株式等評価差額金	8,338	• •	•	_	その他	54	
資本の部合計	14,678	• •	•				
[55条枠]							
保険業法第55条1項の額	3,245	• •	•	 	-		
(基金利息の支払限度額)							
保険業法第55条2項の額	3,201			 			
(基金償却の支払限度額)							

(2) 基金利息支払いと基金償却の財源

基金の利息支払いおよび償却(元本償還) は、保険業法第55条の規定により、貸借対照 表上の純資産額から、基金の総額、損失てん 補準備金および基金償却積立金、その他内閣 府令で定める額などを控除した額(55条枠: 資料参照)を限度として行うことができる。 この限度額が基金の利息支払い額または償却 額に満たない場合、不足額は基金拠出契約に よって繰り延べられる。また、基金を償却す るときは、その償却する金額に相当する金額 を、基金償却積立金として積み立てる必要が ある(保険業法第56条)。この基金償却積立金 は従来、損失てん補に充てる場合以外は取り 崩すことができず、取り崩した場合も55条枠 には算入できないなど使途が厳しく制限され ていた。しかし、昨年7月の保険業法改正に よって取り崩しの要件が緩和され、総代会の 特別決議により使途を問わずに基金償却積立 金を取り崩すことができるようになり(保険 業法第56条の2)、その場合は55条枠の財源と してカウントできるようになった。

なお、基金償却の財源が確保されていることを明確にするために、任意積立金として基金償却準備金を計画的に積み立てる実務が一般的に行われている。このため、基金償却にあたっての基金償却積立金の積み立ては、一般に基金償却準備金から基金償却積立金への振替の形で行われている。

(3) 生命保険会社破綻時などの取り扱い

生命保険相互会社が破綻に至る場合、現実的に適用される制度としては、保険業法に基づく行政手続、更生特例法に基づく会社更生手続きの二つの形態が考えられる。行政手続、会社更生手続がとられたときにはともに、保険契約の移転などを含む手続きが進められる。

保険業法第181条の規定により、相互会社の 清算時において、基金の払い戻しは債務の弁 済をした後でなければしてはならないとされ ており、基金債務は保険金支払債務や一般債 務に劣後する。更生特例法などの適用時にも、 同様の取り扱いがなされると考えられる。また、生命保険会社に対する保険金請求権などには先取特権がある(保険業法第117条の2)。

昨年7月の保険業法改正で、保険会社の法的 な破綻を回避しつつ保険会社の負担を軽減す る制度として、契約条件変更(予定利率引下 げなど)制度が創設された。この制度に基づ いて既契約の予定利率が引き下げられた場合、 すでに積み立てられている責任準備金は全額 維持されるものの、将来支払われるべき保険 金額の削減などが行われ契約当初の保険金支 払いが履行されないこととなる。ただし、契 約条件変更に際しては基金拠出者にも負担を 求めることとされている(事務ガイドライン 第二分冊保険会社関係1-7-3)。したがって、こ の制度が適用された場合には、会社は破綻し ないものの、保険契約者と基金拠出者はとも に約定どおりの債務履行が得られない状況に 陥ると考えられる。その際の保険金支払債務 と基金債務の優劣については判断が難しい。

なお、JCRでは、契約条件変更が行われた場合、保険金支払能力格付けは「D」とする見解を公表(03年5月23日付)している。

(4) 基金格付けの考え方

基金の格付けでは、利息ならびに元本が繰り延べられずに全額支払われる確実性を評価する。したがって、保険会社が破綻したときに基金がデフォルトとなるのはもちろんのこと、基金拠出契約に従ったものであっても、利息または元本が繰り延べられた場合にはデフォルトとみなす。

生命保険会社が破綻したときには、保険金 請求権などには先取特権がある一方、基金の 払い戻しは他の債務を弁済した後とされてい ることから、破綻時における回収可能性の面 で、基金の劣後性は明らかである。従って、 基金格付けは保険金支払能力格付けよりも低 い格付けとし、そのノッチ差は、保険会社の 破綻リスクの大きさに応じて変えるのが適当 である。ただし、昨年の保険業法改正で契約 条件変更制度が創設されたことによって、こ の面での基金の劣後性はいくぶん不明確と なっている。

一方、保険会社が破綻せず保険金の支払いが正常に行われる状況にあっても、基金の元利金が繰り延べられたときには基金格付けではデフォルトとみなされるので、基金格付けの基準を考える上では、基金の元利金が繰り延べられるリスクを考慮する必要がある。このリスクは、未償還基金残高と償還財源(現在の55条枠と将来の利益留保)のバランスによってみることができる。

以上のような考察から、JCRでは、回収可能性における劣後性とデフォルトが発生する可能性の違いに着目して、基金格付けは保険金支払能力格付けよりも1ノッチ以上低い評価をすべきであると考えている。ただし、保険金支払能力格付けが高水準で破綻のリスクが低く、未償還基金残高と償還財源のバランスに十分な余裕がある会社については、そのノッチ差は1ノッチにとどめるのが適当と考えている。保険金支払能力格付けが低い場合または未償還基金残高と償還財源のバランスに十分な余裕があるとはいえない場合には、その程度に応じてノッチ差を付与すべきと考えている。

チーフアナリスト 野上 正峰 アナリスト 阪口 健吾